

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

壮警町長 田 鍋 敏 也

市町村名 (市町村コード)	壮警町 (15750)
地域名 (地域内農業集落名)	壮警町地区 (滝之町・東湖畔・仲洞爺・立香・上久保内・久保内・蟠溪・幸内・弁景・南久保内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

壮警町の農家1戸当たりの経営耕地面積は約8ha程であり、北海道平均に比べ3分の1以下の狭小な規模となっている状況の中、比較的温暖な気候や地域資源等を生かし、稲作、畑作、野菜、果樹、地熱温泉水を利用した施設園芸、肉用牛等の畜産経営などの複合経営を主として良質な農産物の生産に取り組んでいる。2020年農林業センサスの高齢化率は56.4%となっており、農家数の減少も年々顕著になっている。農業経営体数は平成27年の148戸から令和2年には121戸と減少しており、今後も農家数は減少し、担い手の不足や耕作放棄地発生の懸念などが大きな課題である。

【地域の基礎的データ】

認定農業者:81人(うち59歳以下32人)、法人経営体12経営体

主な作物:水稲、小麦、てん菜、高級菜豆、小豆、馬鈴薯、野菜(ピーマン・ブロッコリー等)、果樹

(2) 地域における農業の将来の在り方

壮警町農業が持続的に発展していくため、農業経営体が経営体質と生産基盤の強化を図りながら、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の増大と6次産業化による農業経営の多角化の取組を推進する。特に振興作物の重点品目であるピーマン・ブロッコリー等の生産には町堆肥センターの堆肥の施用による土づくりを基本に、化学肥料や農薬を削減したクリーン農業を推進する。近年全国的に進んでいるICT技術を活用した農作業の省力化等を積極的に取り組み、担い手の負担軽減を図りながら、持続的な農業の発展を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,480 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,480 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。その区域と住宅地または林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、農業委員と調整しながら、農地中間管理機構を通して推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の営農意向を踏まえ、段階的に集約する。その際、農業委員と調整し、所有者の貸付意向時期にも配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
国営農地再編整備事業の実施を視野に入れながら、区画整理・基盤整備等で農地の集積化・集約化を行い、認定農業者等の担い手によるスマート農業に対応した農地整備を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者や雇用就農など多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、管内市町及び農協等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
共選・出荷等で農協の優位性を活かす。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①増加する有害鳥獣による農作物への被害に対し、猟友会の捕獲実績に応じた報償金、農業者自らが銃猟やわな猟の免許取得することによる助成を進めるなど、捕獲体制の構築に取り組む。
- ②有機農業の取組に対しての助成、地力増進に向けた緑肥作物種子代への支援、たい肥購入に対する支援を継続し、有機・減農薬・減肥料化を進めていく。
- ③ドローンによる空中防除、トラクターや田植機の自動操縦、ラジコン操作の草刈機等の先端技術への理解促進や情報通信環境を整備し、水田やハウス、温泉ポンプ、鳥獣捕獲検知等の各種センサー導入によるスマート農業の実践に取り組み、農作業の効率化や負担軽減を進める。
- ④果樹農家の高齢化を見据え、雇用労働力の確保、後継者やリーダー育成のための技術習得など担い手育成・確保を進める。